

君津市介護保険事業者における事故報告ガイドライン

君津市の被保険者に対して、介護サービスの提供中に事故が発生した場合は、保険者である君津市に速やかに報告する必要があります。

1. 事故報告の範囲

項目	対象事例
(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生 ※「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の事故も含みます。 また、在宅の通所、入所サービスの場合は、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとします。	ア ケガの程度については、「外部の医療機関で受診を要したもの」が原則です。 ただし、家族等に連絡しておいた方がよいと判断される場合は、報告をお願いします。 イ 事業所側の過失の有無は問いませんので、利用者の過失によるケガであっても、報告をお願いします。 ウ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある時は、報告をお願いします。
(2) 食中毒及び感染症・結核の発生	サービス提供に関連して、発生したと認められる場合に報告をお願いします。 なお、関連する法に定める届出義務がある場合は、それらに従ってください。
(3) 職員の法令違反・不祥事等の発生	利用者の処遇に影響のあるもの (例：預り金の横領、送迎時の交通事故など) を対象とします。
(4) その他、報告が必要と認められる重大な事故の発生	例：利用者等の保有する財産を滅失させたなど

2. 報告の手順

(1) 事故発生から遅くとも5日以内に、次の項目については可能な限り記載し、原則、電子メールで提出する。

- ・事故状況

- ・事業所の概要
- ・対象者
- ・事故の概要
- ・事故発生時の対応
- ・事故発生後の状況

(2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告を行う。

3. 報告の様式

別紙様式「(参考様式) 事故報告書」により報告を行う。

4. 報告先

報告先は、次の通り、報告の際は利用者の個人情報が含まれるので、取り扱いには十分注意する。

報告先：〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号
君津市高齢者支援課 介護事業支援係
(kourei@city.kimitsu.lg.jp)